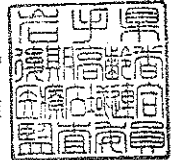


岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、同法第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年10月30日

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員 小沢昌記
同 八重樫康雄



第1 監査の対象及び監査実施年月日

平成20年7月25日、岩手県後期高齢者医療広域連合事務局を定期監査の対象として監査を実施した。

第2 監査の範囲

平成19年度の財務に関する事務の執行

第3 監査の方法

平成20年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、財務に関する事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づき、良好と認められた。